

佐伯市立東雲中学校いじめ防止基本方針(概要)

平成30年4月3日
佐伯市立東雲中学校
校長 渡邊 和彦

1 本校におけるいじめ防止の基本姿勢

いじめは、全ての生徒に関係する問題であり、本校では全ての教職員が「いじめはどの学級、どの生徒でも起こりうる問題である」という認識にたち、いじめは人間にとって絶対に許されない行為であり、どのような社会にあってもいじめは、いじめる側が悪いということを明快かつ毅然とした態度で示す必要がある。全校生徒が「いじめのない安心して明るい学校生活」が送ることができるように、この「佐伯市立東雲中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

2 いじめ防止の基本的な考え方

- (1) いじめの防止…いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める
- (2) いじめの早期発見…定期的なアンケート・教育相談等で常に生徒の状況を把握する体制づくりに努める
- (3) 地域や家庭、関係機関との連携…個々の教員の対応ではなく、組織的な対応を図る
- (4) 生徒の自尊感情を育む教育活動の推進…一人一人の生徒に寄り添い、生徒の自尊感情を育む

3 いじめ未然防止のための具体的な取り組み

(1) いじめの防止

- ① 「いじめゼロ宣言」…あいさつ運動やいじめゼロを目指した生徒会活動を推進する。
- ② 「道徳教育や人権教育の充実」…道徳教育や人権教育を通して、生徒自らがいじめについて主体的に考えさせ、いじめを絶対に許さない態度・能力を育成する。
- ③ 「生徒の変化を見逃さない」…生徒の変容やクラスの状態を敏感にとらえ、いじめを見逃さない教職員の資質の向上に努め短学活、生活ノート、学級通信等を活用し、生徒相互や家庭との緊密な連携協力を図る。

(2) いじめの早期発見

- ① 学期に1回以上の「いじめ実態調査」を行う。
- ② 学期1回の教育相談を行う。
- ③ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用
年間を通し1回以上の面談を実施する。相談室の整備を行い、相談しやすい雰囲気をつくる。
- ④ いじめに関する通報及び相談体制の周知
県教育センターにおける教育相談、24時間いじめ相談ダイヤル、ネットいじめ相談窓口等の周知を行い、生徒の悩みや相談を受け入れる体制をつくる。
- ⑤ 生徒指導担当者会や校内運営委員会においていじめに関する情報共有、組織的な対応を図る。
- ⑥ 職員会議で生徒の情報交換を行う。

(3) 地域や家庭、関係機関との連携

- ① 家庭との連携を密にして、家庭での様子や交友関係の情報を共有する。
- ② 佐伯市教育委員会、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭と連携しながら指導を行う。
- ③ 「いじめ防止マニュアル」を活用し、家庭との連携協力を図る。
- ④ いじめの事実を確認した場合は、早急に佐伯市教育委員会へ報告し、組織的な対応を図る。

(4) 生徒の自尊感情を育む教育活動の推進

- ① 生徒指導の3機能（自己決定の場・自己存在感・共感的人間関係）を生かした授業実践
生徒指導の3機能を生かした授業実践を行い、ペア学習やグループ学習で他者との関係づくりを図る。単元に1回以上自分の考えをまとめ、班や全体の中で発表する場面をつくる。
- ② 確かな学力の向上
「学びに向かう力」と「思考力・判断力・表現力」を高める指導方法の工夫改善
- ③ 家庭と連携して、我が子の良いところを誉める活動

(5) いじめの解消

いじめの解消とは、「被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為がない状況が、3ヶ月以上継続していること」「いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと」とし、全教職員でこれに向けて取り組む。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

- (1) 生徒指導担当者会…校長・教頭・生徒指導主事・担任で組織し情報交換と対応を検討する。
- (2) いじめ対策委員会…いじめ防止や対応について、校長・教頭・生徒指導主事・養護教諭・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を交えて必要に応じて開催する。

5 重大事態への対応

- (1) いじめを受けた生徒の安全確保をする。
- (2) 担当だけの対応ではなく、速やかに佐伯市教育委員会に報告し、組織的な対応を図る。
- (3) 佐伯市教育委員会や対策委員会が行う調査に協力し、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等の情報を適切に提供する。